

Lee, Myong Ok (Attorney)

韓国、中国、日本において、倒産手続の IT 化に関して、三名様の報告者のご報告どうもありがとうございました。各国の倒産手続における電子訴訟の進行程度、それを伴う影響力に関しての貴重な情報と意見をととてもよく伝わりました。電子訴訟は当事者の実体的な権利に関する法規定を変更せず、既存の法規の範囲内で手続の効率化を図ることで当事者の権利実現をより容易にすることに意味があると考えられます。更生手続、倒産手続においてはオンラインプラットフォームを通じた申請、記録の電子化、電子法廷の実現を通じ債務者会社と裁判所の事件進行に便宜性を図る一方、債権者の現実的な手続参加の可能性をより拡大することで債権者保護の側面においても有意味な発展であると考えられます。特に cross-border transaction が増えている状況において、海外債権者の権利保護が必要である点、海運会社、ビットコイン取引所の倒産のように、世界に渡って数十万にいたる債権者が発生できる倒産事件が増えられるという点で、債権者の権利実現のためにも倒産手続の IT 化は必要であり引き続き発展する必要があると考えられます。

三ヶ国全て倒産手続の IT 化の必要性については、基本的に共感しているようにみられ、各国の進行程度の活用度に違いがあるとみられます。まず、中国の報告者である池偉宏弁護士のご報告に関して意見を申し上げつつ、いくつかの伺いたい点について質問を申し上げ、日本の報告者である杉本教授のご報告に関する意見および質問を申し上げます。

1. <中国裁判所の倒産事件 IT 化の現況と未来展望>に関して

池偉宏弁護士のご報告内容によれば、中国の IT 発展スピードに合わせ、倒産事件の IT 化も相当に進展していると見られます。倒産事件の申立人の立場においてはオンライン予約を通じて申請を容易にしておき、裁判所と管財人それぞれが利用できるプラットフォームを通じ手続の効率性を図っています。

中国においては全国企業倒産事件情報サイトを通じ債務者会社、管財人、裁判所及び債権者それぞれが利用できるサービスを提供しています。この中、債務者の倒産申立てが「オンライン予約」方式で進行されるという点が印象的です。説明していただいた内容によれば、中国最高人民法院の倒産事件情報プラットフォームを設立するプロジェクトにおいて報告者はオンライン立案（受付）を提案しましたが、最終的にはオンライン予約が採択されたとされました。その理由が倒産事件受理の受容可能性が考慮されていると説明してくださいまし

た。申請者がオンラインで倒産事件の申請予約をすれば、各地方裁判所の立案担当職員が立案（事件受付）可否に関する意見を返信し、立案が同意された場合に、申請者が公式的に申請書類を受理できるとされました。韓国の場合、更生手続開始申請書と倒産宣告申請書をPDFのような電子文書に電子訴訟サイトにアップロードし、電子署名をする方法ですぐ電子的な受理ができるのと区別されます。立案担当職員の立案手続が倒産事件情報プラットフォーム導入以前にも要求されるのか、立案同意の要件がなんであるのかを伺いたいです。どのような場合に、立案が同意され、どのような場合に、拒絶されるのか説明して下さるとありがたいです。同時に、立案が同意される場合に、裁判所で倒産申請書類を実際に受理されますが、受理された書類は裁判所でPDFのようなソフトコピーに変換し、オンラインで閲覧できるようになっているのか、また、申請書類が受理された後に、債務者会社または管財人による書類は、オンラインプラットフォームにすぐアップロードできるのか、もしくはハードコピーで直接に裁判所に提出されるべきかについても説明して下さるとありがたいです。

中国倒産事件情報プラットフォームにおいて債権者集会をオンラインで行い、裁判官、管財人にオンラインで意見を提示できることが債権者の権利実現の面でとても有意味であると考えられます。遠く離れている裁判所で進行される事件の場合、債権者集会の期日に直接に出席できない場合もあり、集会期日に参加できない結果、裁判官や管財人または管財人に対して質問をしたり意見を提示することが制限される可能性があります。韓国の場合、債権者として意見を提示するときに、裁判所に意見書を提出する方式を用いますが、オンライン掲示板に直接に質問をしたり意見を掲載するのと比べ、意見を自由に提示しがたいと思います。そして、このような債権者の意見提出に対して裁判所や管財人または管財人は法的に返答する義務を負わないため、片方向的な意思提示に止まることも多いです。もちろん、一般に、倒産事件の法律関係が簡単でなく、利害関係者があまりにも多く、提示される意見に全部対応することが、必ずしも利害関係者全員の利益に符合すると見がたく、効率的な手続運営の側面で必ずしも肯定的であるとは言えませんが、そうだとした場合も債権者がオンラインプラットフォームを通じ双方向の意思疎通ができることは倒産事件に対する認知度を高め、債権者の権利実現に重要な寄与をすると考えられます。池偉宏弁護士が説明して下さった内容に関連して細い質問をしますが、現在施行中の「オンライン疎通」の場合、オンラインプラットフォームを通じ意見を提示しようとする債権者は、どのような認可手続を行うのでしょうか。そうでなければ、ログイン手続なしに意見掲載が可能でしょうか。そしてオンラインプラットフォームに掲載される債権者の意見提示に対して裁判官や管財人が大抵、答弁す

るのか、実務的な運営現況はどうであるかを伺いたいです。

中国倒産事件情報プラットフォームの重要な機能の一つは、債務者会社の情報へのアクセスを高めることであると考えられます。ただ、これに関して、ともに考慮すべきことは、情報の公開範囲と秘密維持の必要な情報に対する保安問題のことでしょう。韓国の場合、更生手続開始決定、更生計画認可決定、会社 M&A のように公開の対象になる事項以外には、利害関係者のみ記録の閲覧及び謄写権をもって裁判部の許可を得て更生および倒産事件の記録を確認できるため、電子的な閲覧が可能であっても情報アクセスに一定の制約があります。報告した内容によりますと、裁判官と管財人のような特定主体に公開される情報である場合には、身分認証を経て、使用者名とパスワードを取得した後に、システムにログインして初めて、関連情報を獲得することができますが、そのように、特定主体に限って公開される情報以外は、該当倒産事件の債権者、株主のような利害関係者でない一般に対しても公開されるのか、全ての大衆に公開される情報と債権者等利害関係者として本人認証を行い、システムに登録してはじめて確認できる情報が区分されるかを伺いたいです。池偉宏弁護士は、投資意向のある投資者が、構造調整対象企業に所属されている同種企業の競争者である可能性の有無によって情報保護の可能性があることを指摘してくださいましたが、入札手続において優先交渉対象が選定される前段階においても、オンライン情報網を通じ相当な情報が提供されるか、どのような内容の情報が提供されるかを伺いたいです。

2. <日本国内裁判手続及び倒産手続の IT 化>に関して

次に、日本の杉本教授の報告に関して申し上げます。日本は現在民事訴訟部門から電子訴訟方式を全面的に導入することを検討しており、倒産手続の IT 化と関連しても 2014 年倒産法改正案で事件文書に対して利害関係者が容易にアクセスできるようにし、債権者の信用および個人情報保護の観点で閲覧等の制限をできるようにし、そして膨大な事件書類を電子的記録で提出するようにすべきであるとの提案を通じ、倒産事件の IT 化の必要性とそれによる情報保護の必要に関してすでに多くの論議があったとみられます。民事訴訟手続の電子訴訟化の実現が成し遂げられつつ倒産手続の IT 化も加速化されると見られるが、特に日本の場合には個別事件においてオンラインプラットフォームを利用した事例がすでにあったことにも注目に値すると考えられ、該当事例が具体的にどう進行されているかをちょっと詳しく伺いたいです。

紹介して下さった株式会社武富士の会社更生手続の場合、消費者金融業を営む会社として更生債権者が約 90 万名に至り独自のシステムを構築し債権申告、債権調査手続の進行

と弁済手続まで成し遂げられたとされました。そして二つ目の事例で紹介して下さった事件の **MTGOX** 場合には、ビットコイン取引所倒産事件で韓国でも仮想通貨取引所の倒産事件として相当な注目を受けています。**MTGOX** 事件の場合、日本国内の債権者数が多いだけでなく、海外債権者も多い点、そして仮想通貨という特性も反映され、**Karken** という仮想通貨取引所のシステムを利用して債権申告を受けると存じております。こうした債権申告等のためのシステムの構築主体は裁判所であったか、それとも管財人であったか、管財人であった場合、管財人がこうした電子的システムを構築するため裁判所の許可が必要であったかを伺いたいです。そしてこうした実際の事例が倒産事件の IT 化進行に関してどのような影響を及んでいるのか、つまり、今後、上記の二つの事例以降、他の倒産事件においてもオンライン債権申告やオンライン情報提供を利用する事例があったか、裁判所、学界、実務家の間で IT 化の実現に関して論議がありましたら、追加的におっしゃってくれとありがたいです。

以上